

# 第2次高鍋町男女共同参画プラン

(高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画含む)

男女一人ひとりが個性や能力を活かし、  
心身ともに豊かに暮らすことのできる町をめざして



平成28年3月  
高 鍋 町

プラン期間：平成28年度～平成37年度



## 男女共同参画社会の実現を目指して

高鍋町は、男女一人ひとりが性別にとらわれることなく、個性や能力を存分に発揮し、心身共に豊かに暮らすことのできるまちを目指すことを目的に、平成18年3月に「高鍋町男女共同参画プラン」を策定し、平成23年12月にプランの改訂を行いながら、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を進めてまいりました。この間、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、雇用・就業構造の変化など我が国の社会経済情勢が大きく変化する中、国は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定するなど、女性の職業生活を支援するための取組も始まっており、本町においても、これらの変化や課題に対応した取組を推進することがより一層求められています。

このたび、プラン策定より10年が経過いたしましたので、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、新たに「高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を含む「第2次高鍋町男女共同参画プラン」を策定いたしました。今後は、このプランに基づき、より実効性のある取組を着実に進めてまいることとしておりますが、男女共同参画社会の実現のためには、町民の皆様、事業者、行政などが主体的にそれぞれの役割と責任を共に担い、連携し協力し合いながら取組を進めていくことが極めて重要であります。町といたしましても、関係機関との連携を図りながら率先して取組を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたりまして、町民意識調査にご協力いただきました皆様、プランの審議において貴重なご意見やご提言をいただきました高鍋町男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、様々な形で貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

高鍋町長 小澤浩一

# 目次

## 第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけと役割	1
3 プランの期間	1

## 第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念	2
2 プランの基本目標	2
3 プランの重点目標	2
4 プランが目指す男女共同参画社会のすがた	2
5 第2次高鍋町男女共同参画プラン体系図	3

## 第3章 プランの内容

○基本目標 男女一人ひとりが性別にかかわらずお互いを尊重し合える社会づくり	4
○基本目標 男女一人ひとりが個性と能力を發揮できる活力ある社会づくり	8
○基本目標 男女一人ひとりが安心して生き生きと暮らせる社会づくり	16

## 第4章 プランの推進

1 庁内推進体制の充実・強化	22
2 町民・事業所・各種団体等との連携	22
3 国・県・近隣市町村との連携	22

## 参考資料

資料1 施策の数値目標	23
資料2 男女共同参画に関するおもな動き	24
資料3 男女共同参画社会基本法	25
資料4 高鍋町男女共同参画推進懇話会設置要綱	31
資料5 高鍋町男女共同参画推進懇話会委員	32
資料6 高鍋町男女共同参画推進委員会設置要綱	33
資料7 高鍋町男女共同参画推進委員会委員	35

# 第1章 プランの概要

### 1 プラン策定の趣旨

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国を決定する最重要課題と位置づけ、現在、第3次男女共同参画基本計画において、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と平成27年度末までに実施する具体的施策を定め、様々な取り組みを進めてきました。

本町においても、平成18年3月に「高鍋町男女共同参画プラン」を策定し、平成23年には、社会情勢の変化等に対応し、施策を効果的に推進するためにプランの改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

しかしながら、男女の役割を固定的にとらえる意識は依然として存在している状況であり、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、平成27年度で「高鍋町男女共同参画プラン」の期間が満了することから、新たに「高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を含む第2次高鍋町男女共同参画プランを策定するものです。

### 2 プランの位置づけと役割

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本プランの一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけます。
- (3) 本プランは、「第5次高鍋町総合計画」の部門別計画であり、高鍋町における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (4) 本プランは、高鍋町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに、町民一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び宮崎県の「第2次みやざき男女共同参画プラン」と整合性を図っています。

### 3 プランの期間

本プランの期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、期間中においても社会情勢の変化や計画の進行状況等に適切に対応し、施策を効果的に推進するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 第2章 プランの基本的な考え方

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの基本理念

本町では、『住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」～子どもがにぎわうまちづくり～』を基本理念とし、社会のあらゆる分野において男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できるよう、町民と行政との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

また、本プランに包含する「高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」においても、あらゆる暴力の根絶に向けて総合的に取り組んでいきます。

### 2 プランの基本目標

本プランでは、基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として取り組みます。

- 男女一人ひとりが性別にかかわらずお互いを尊重し合える社会づくり
- 男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり
- 男女一人ひとりが安心して生き生きと暮らせる社会づくり

### 3 プランの重点目標

これまで実施してきたプランの成果や国等の方針に基づき、次の9つを重点目標として取り組みます。

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 男女共同参画の理解促進及び教育・学習の充実
- ③ 働く環境の整備
- ④ 仕事と生活の調和
- ⑤ 女性の活躍推進及びチャレンジ支援
- ⑥ 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進
- ⑦ 生涯にわたる心身の健康づくり支援
- ⑧ 生活上のさまざまな困難を抱える男女への支援
- ⑨ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶  
(高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画)

### 4 プランが目指す男女共同参画社会のすがた

男女一人ひとりが対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任をわちあひ、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。



5 第2次高鍋町男女共同参画プラン体系図

基本理念	基本目標	重点目標	施策の方向
3 住民参画による快適で美しいまち「たかなべ」 子どもがにぎわうまちづくり	男女一人ひとりが性別にかかわらずお互いを尊重し合える社会づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し ②男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し
		(2) 男女共同参画の理解促進及び教育・学習の充実	③町広報紙等による広報・啓発の推進 ④家庭や地域など社会全体における男女共同参画教育・学習の推進 ⑤学校教育での男女共同参画の学習の推進 ⑥人権教育の推進
	男女一人ひとりが個性と能力を發揮できる活力ある社会づくり	(3) 働く環境の整備	⑦育児・介護休業制度の周知と活用促進 ⑧さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護支援の拡充 ⑨多様な就業環境の整備・啓発
		(4) 仕事と生活の調和	⑩仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発 ⑪さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護支援の拡充（再掲）
		(5) 女性の活躍推進及びチャレンジ支援	⑫ポジティブ・アクションの推進 ⑬女性の人材育成 ⑭女性の活躍チャレンジ支援 ⑮女性団体の支援育成
		(6) 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進	⑯男女の育児・介護・地域活動等への参加促進 ⑰地域リーダー育成の推進 ⑱防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進
	男女一人ひとりが安心して生き生きと暮らせる社会づくり	(7) 生涯にわたる心身の健康づくり支援	⑲男女の健康づくり支援 ⑳女性の妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備
		(8) 生活上のさまざまな困難を抱える男女への支援	㉑生活上の困難を抱えた男女の自立支援
		(9) 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 (高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画)	㉒あらゆる暴力を許さない人権意識の啓発 ㉓DV防止の広報、教育 ㉔DV被害者の相談体制づくり ㉕DV被害者の保護体制づくり



## 第3章 プランの内容

# 基本目標 男女一人ひとりが 性別にかかわらずお互いを尊重し合える社会づくり

## 重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

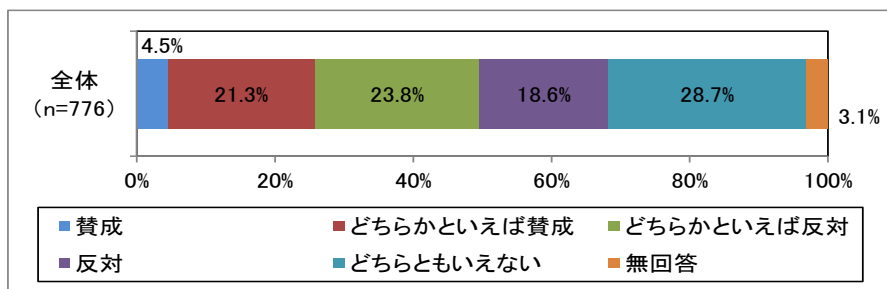
### 【現状・課題】

本来、男性と女性は、ひとりの「ひと」として男女の区別なくその考え方や生き方が尊重されるべきものであります。しかし、実際には「男らしさ、女らしさ」といった、社会的・文化的に形成された「社会的性別（ジェンダー）」により、男女のあり方が左右される傾向がみられ、特に「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は、女性の自由で主体的な生き方を束縛し、社会参加の機会を減少させ女性の活躍を阻害しているとともに、男性が家庭生活にかかわる機会を失う要因となっています。

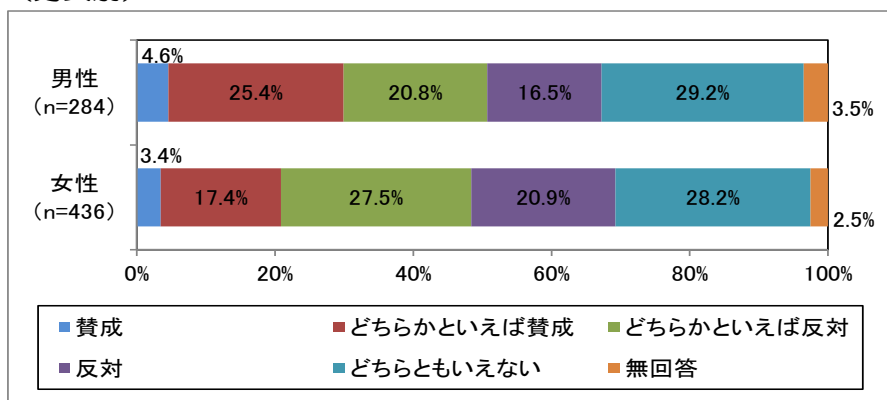
平成27年に実施した町民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、依然として根強く、女性より男性の方がその傾向が強くなっています。

あらゆる分野において、引き続き固定的な性別役割分担意識等に基づく社会制度・慣行の見直しを行い、男女が性別にとらわれずに、お互いを認め合いながら自由に考え行動することのできる意識を形成する必要があります。

図1：「男は仕事、女は家庭」という考え方について  
(全体)



### (男女別)



資料：高鍋町「男女共同参画プラン策定のための町民意識調査結果報告書」（平成27年度）  
(以下 図2～図4、図6～図7、図10同様)

【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
①固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し	<p>◆固定的な性別役割分担意識の解消を推進するために、町広報紙やホームページ等を積極的に活用し、さまざまな情報提供を行い、意識啓発に努めます。</p> <p>◆社会的性別（ジェンダー）に起因する諸問題の解決に向けた相談体制を整備します。</p>
②男女共同参画の視点に立った行政施策の立案・見直し	◆男女共同参画の視点を取り入れた町行政施策の立案、すでに策定済みのものについてはその見直しを行います。

※ジェンダー（gender）

生まれる前に決定される生物学的性別（セックス／sex）に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性別観念を社会的性別（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

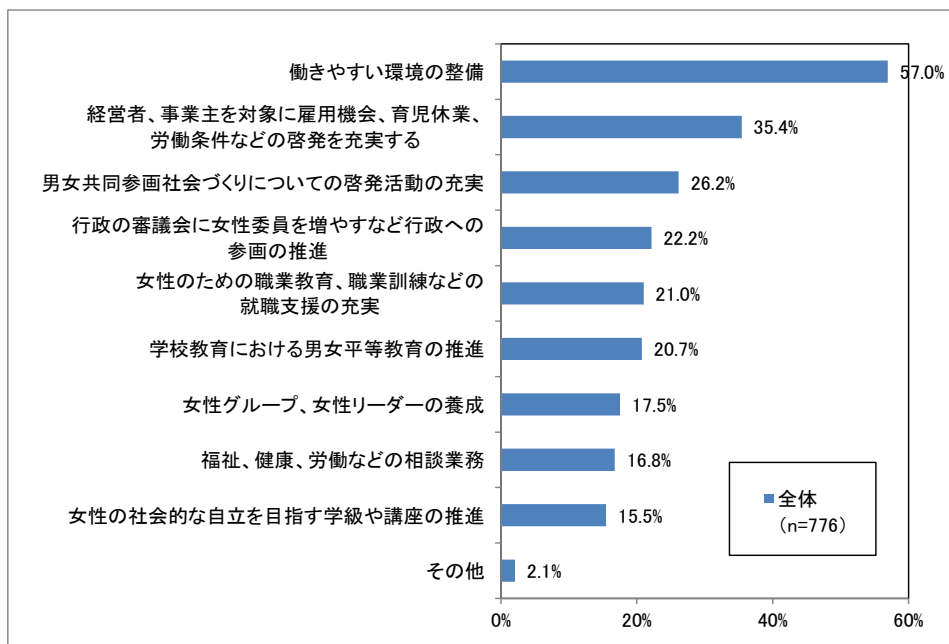
【現状・課題】

人々の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成されており、容易には変えがたいものです。男女がお互いを尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現のためには、子どもたちを対象とした教育・学習が果たす役割は非常に重要なものであるといえます。

町民意識調査においても、男女共同参画社会を形成していくために、町が力を入れていくべきこととして、約2割の人が、「学校教育における男女平等教育の推進」をあげています。また、「男女共同参画社会づくりについての啓発活動の充実」をあげた人も多くなっています。

社会全体への男女共同参画の理解を広げるため、教育に携わる者への男女共同参画の理解を促進するとともに、幼稚園や保育園など学童期よりも早い幼児教育・保育の時期において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がお互いを認め合い、相手の人格を尊重するという男女共同参画教育・学習の機会の充実を図る必要があります。

図2：男女共同参画社会形成のために、今後町が力を入れていくべきこと



【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
③町広報紙等による広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画に関する各種啓発用パンフレット等を収集し紹介します。</li> <li>◆男女共同参画ホームページを開設し、幅広く周知・情報提供を行います。</li> <li>◆プランの概要版を様々な機会に配布し、プランの周知を図ります。</li> </ul>
④家庭や地域など社会全体における男女共同参画教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町広報紙・ホームページ等を活用し、男女共同参画や人権にかかる教育の普及・啓発を積極的に行います。</li> <li>◆地域において、男女共同参画の出前講座を開催する等、意識を高める学習の機会を提供します。</li> </ul>
⑤学校教育での男女共同参画の学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道徳教育や総合学習の場において、男女共同参画の教育を積極的に行います。</li> <li>◆図書室等での男女共同参画関連の蔵書を拡大します。</li> <li>◆男女共同参画の意識に基づいた教育・保育ができるよう、教職員等への学習を強化します。</li> </ul>
⑥人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種イベント等において人権啓発を行い、男女平等意識の啓発を図ります。</li> <li>◆夏休みふれあい映画祭を開催します。</li> <li>◆社会教育関係の教室において、人権教室を開催し、人権に関する正しい理解の普及を図ります。</li> </ul>

# 基本目標 男女一人ひとりが 個性と能力を發揮できる活力ある社会づくり

## 重点目標3 働く環境の整備

### 【現状・課題】

男女雇用機会均等法の改正等の法的整備により、職場における制度上の性差別については徐々に改善されつつあります。

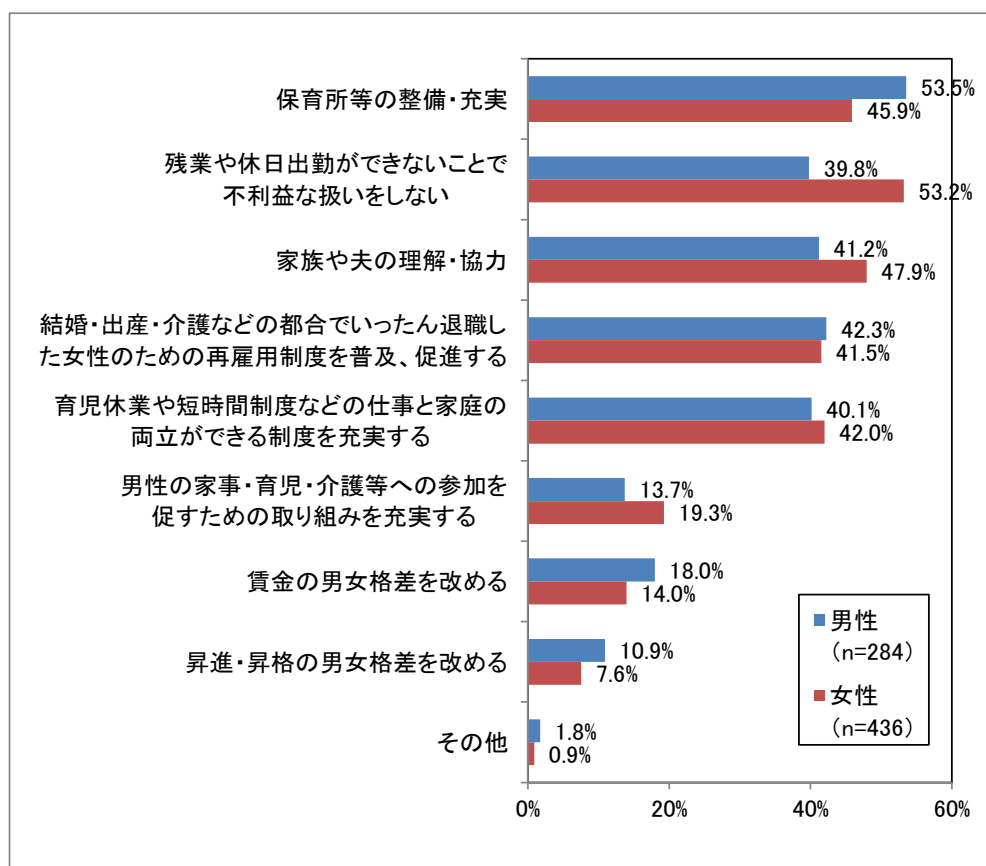
しかし、女性の能力に対する偏見、誤った認識に基づく差別意識や雇用管理が、女性の就業意識を低下させたり、能力発揮を阻害している実態があることは否定できません。

また、家庭を持つ女性が就労する際には、「仕事と家庭の両立を迫られる」、「出産などによる就労の中断とその後の再就職難」など様々な課題があります。

町民意識調査によると、女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるために必要なこととして、「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」をあげた人も多く、さまざまなライフスタイルに対応した女性の働く環境の整備が求められています。また、女性に偏りがちな家事・育児・介護などの家庭内での負担を、男女で分かち合うことも求められています。

このため、育児や介護に係る社会的支援体制の充実を図るとともに、男性も女性も仕事と家庭生活を両立させるために協力し合える環境を整備する必要があります。

図3：女性が職業を持つために必要なこと





【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
⑦育児・介護休業制度の周知と活用促進	<p>◆啓発冊子等を活用し、雇用主に対して育児・介護休業制度への理解を働きかけるとともに、雇用主と労働者の両者に対して、制度を利用しやすい環境づくりに努めます。</p>
⑧さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護支援の拡充	<p>◆育児相談や育児指導、育児サークルの活動支援など、各種育児支援サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。</p> <p>◆乳児保育や延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスの拡大を図ります。</p> <p>◆一時預かりや学童保育、ボランティア等による託児サービスなど、子育て支援の拠点や子育て支援サービスの充実を図ります。</p> <p>◆ファミリーサポートセンターの利用促進を図ります。</p> <p>◆子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。</p> <p>◆健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの賢い利用法など家族介護者に対する支援を充実させます。</p>
⑨多様な就業環境の整備・啓発	<p>◆労働時間の短縮やフレックスタイム制の活用など、男女がともに安心して働き続けられる就業環境の整備について、雇用主等に啓発します。</p> <p>◆家族経営協定の導入を積極的に推進します。</p>

※ファミリーサポートセンター

子どもを預かってほしい人（おねがい会員）、預かる人（おたすけ会員）がセンターに登録し、お互いに助け合いながら地域で育児の援助活動を行う会員組織。

※フレックスタイム制

1日のうち必ず出勤してはいけない時間帯を設けた上で、出勤退社時間は各人の自由に任せ、規定の総労働時間だけ働けばよいとする制度。

※家族経営協定

家族経営を行っている農家において、家族一人ひとりがやりがいを持てるように、給料や休日などの就業条件や営農計画などを話し合い文書で取り決めるもの。

## 重点目標4 仕事と生活の調和

### 【現状・課題】

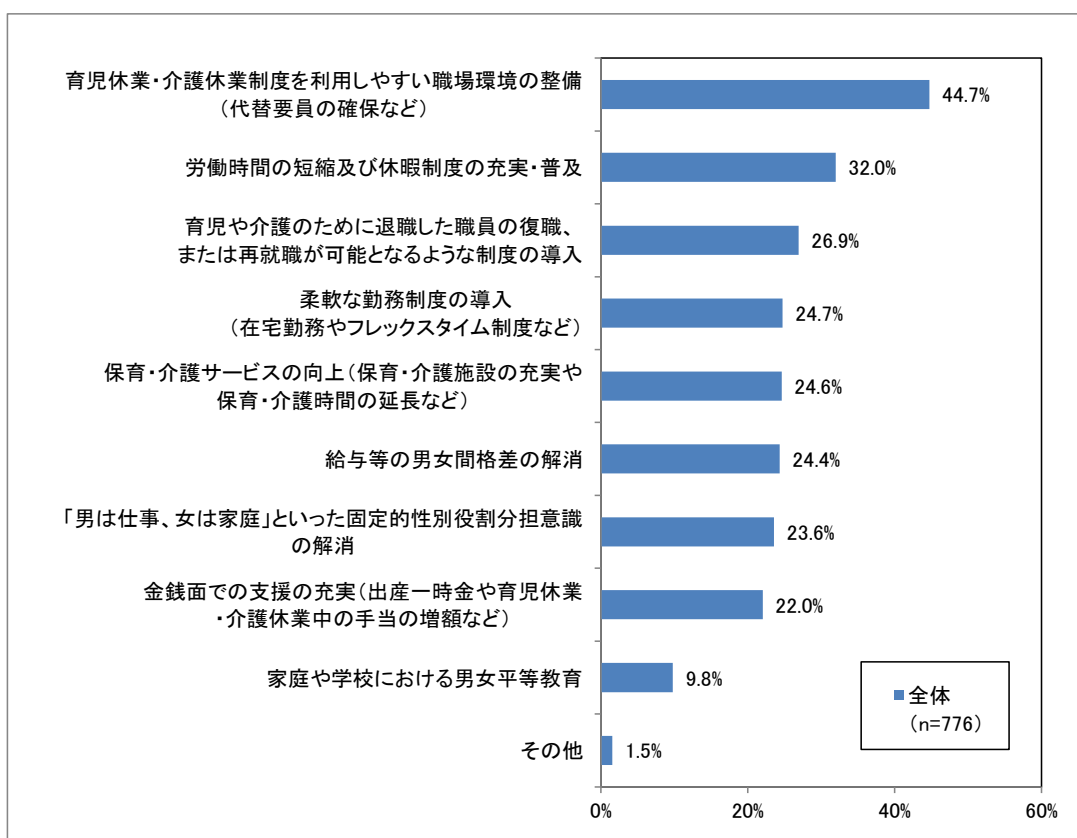
誰もが、さまざまな場面において、自分らしく活動していくためには、仕事、家庭、地域、個人の自己啓発などさまざまな活動について、バランスよく展開できるワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。

しかしながら、長時間労働や、仕事と子育て、老親の介護との両立の問題等、仕事と生活の間でさまざまな問題を抱える人も少なくありません。特に女性は、未だに根強く残る固定的な性別役割分担意識を背景に、男性の十分な協力が得られずに、その負担が大きくなる傾向があります。

また、男性を前提とした長時間労働、女性の家計補助的な働き方が依然として根付いていることが、働く場面における男性のメンタルヘルス等の健康上の問題や女性の活躍を阻害する一因となっています。

男女がお互いに責任を分かち合いながら、働きやすく、あらゆる場面において充実した生活を送り活躍できるように、仕事と生活の調和に向けた取り組みが必要です。

図4：仕事と家庭生活等の両立に必要なこと



【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
<p>⑩仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ワーク・ライフ・バランスの意識醸成のための広報・啓発を行います。</li> <li>◆男性の家事や子育て等の家庭生活への参加を促進するために必要な広報・啓発を行います。</li> <li>◆男性自身の意識だけでなく、男性が前向きに家庭生活に参加することへの周囲（女性・地域・職場等）の意識を変革するために必要な広報・啓発を行います。</li> </ul>
<p>⑪さまざまなライフスタイルに対応した子育て・介護支援の拡充（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児相談や育児指導、育児サークルの活動支援など、各種育児支援サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。</li> <li>◆乳児保育や延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスの拡大を図ります。</li> <li>◆一時預かりや学童保育、ボランティア等による託児サービスなど、子育て支援の拠点や子育て支援サービスの充実を図ります。</li> <li>◆ファミリーサポートセンターの利用促進を図ります。</li> <li>◆子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実を図ります。</li> <li>◆健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの賢い利用法など家族介護者に対する支援を充実させます。</li> </ul>

※ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【現状・課題】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の対等な参画は、男女共同参画社会を実現する基礎となるものです。しかし、現実には女性の政治・経済等の分野における参画は十分ではない状況にあり、活動の分野や関わり方に関係なくリーダーや役員等の指導的立場の多くを男性によって占められるなど、女性の能力への適正な評価がなされていない状況がみられます。

町民意識調査では、政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」、「女性自身の積極性が十分でない」などとなっています。

これまで政策・方針決定過程への参画が進んでいなかった女性が、社会のあらゆる分野に進出し、男女共同参画社会を形成していくことを目指して、女性がその能力を十分に発揮し、あらゆる場面で活躍できる環境づくりを進める必要があります。

図5：審議会等における女性委員の登用状況（資料：高鍋町政策推進課）

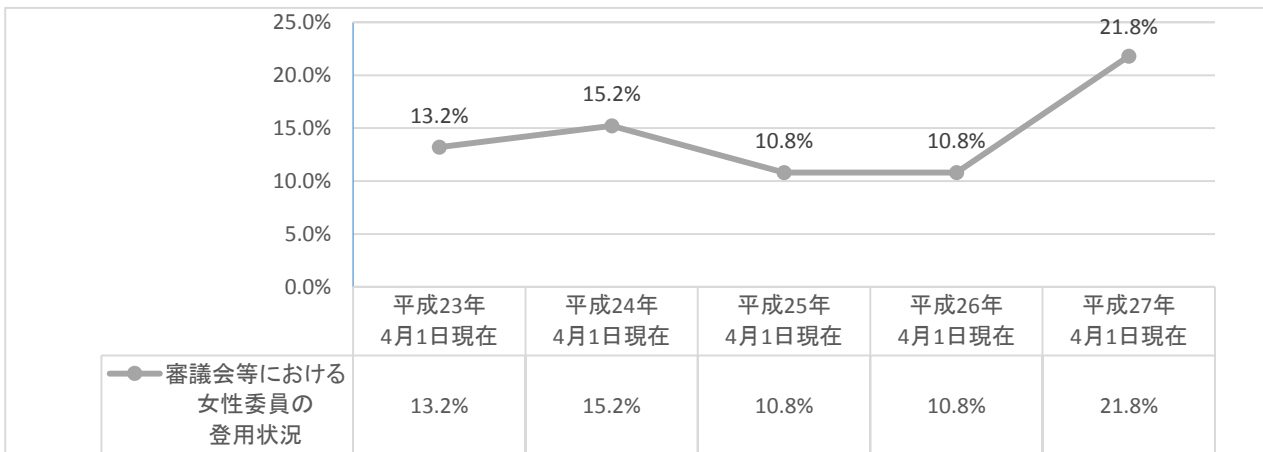
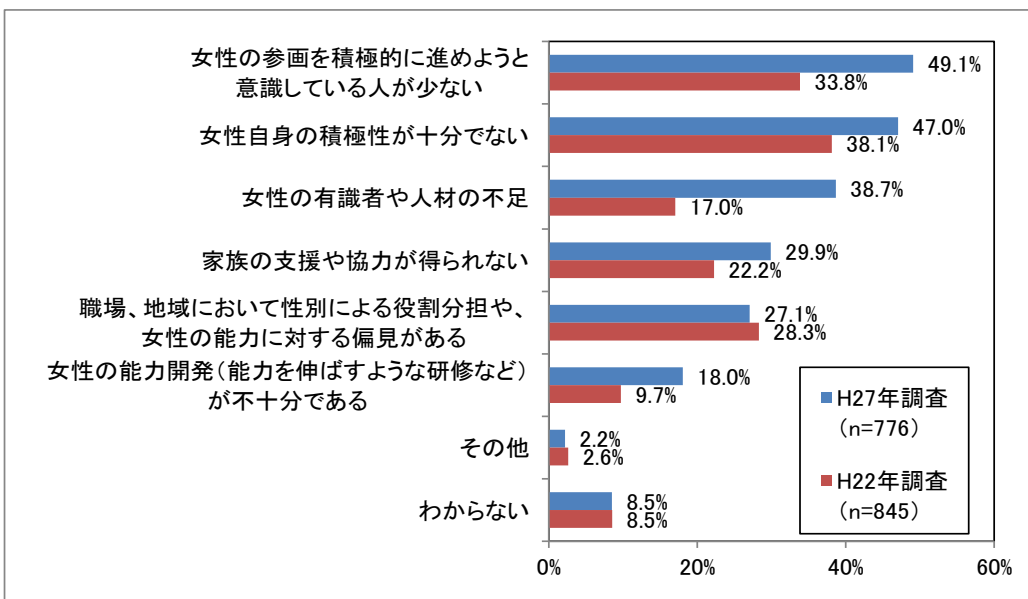


図6：政策の企画や方針決定の過程に女性が少ない理由



【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
⑫ ポジティブ・アクションの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 女性委員が一人もいない各種審議会等（町が設置するものに限る）の解消を図ります。</li> <li>◆ 各種審議会等へ積極的な女性の登用を促進します。</li> <li>◆ 町において、管理的立場への性別を問わない、能力・適性に応じた人材の活用及び登用に努めます。</li> </ul>
⑬ 女性の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種能力開発等の講座に関する情報を積極的に提供します。</li> <li>◆ 役場における管理職への女性の登用を促進するため、指導者としての能力開発の場の提供に努めます。</li> </ul>
⑭ 女性の活躍チャレンジ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ （財）21世紀職業財団やハローワーク等と連携し、資格取得支援制度や再就職支援制度、各種講習会等の情報提供を行います。</li> <li>◆ 県等と連携し、女性の能力及び意欲を高める講座や研修を開催します。</li> </ul>
⑮ 女性団体の支援育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女共同参画について学習・啓発活動等を行う女性団体の結成の促進及び活動拠点の提供を行います。</li> </ul>

※政策・方針決定

町の政策や方針に関わる重要な企画立案などの意思決定を行うことをいう。議会や審議会、委員会及び庁内の会議等での決定がそれにあたる。

※ポジティブ・アクション（positive action：積極的改善措置）

男女が平等に進出していない分野において、男女のいずれか一方に対して優先枠を設けるなどして、その分野に参画できる機会を男女のいずれか一方に積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法上のポジティブ・アクションは、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うということまで求めるものではない。

【現状・課題】

男女共同参画社会を実現するために、女性が社会に進出する機会が増えつつある今日において、私たち一人ひとりが、家族と協力し合いながら、家庭や地域を支える一員としての自覚を持ち、責任を果たしていくことは非常に重要です。

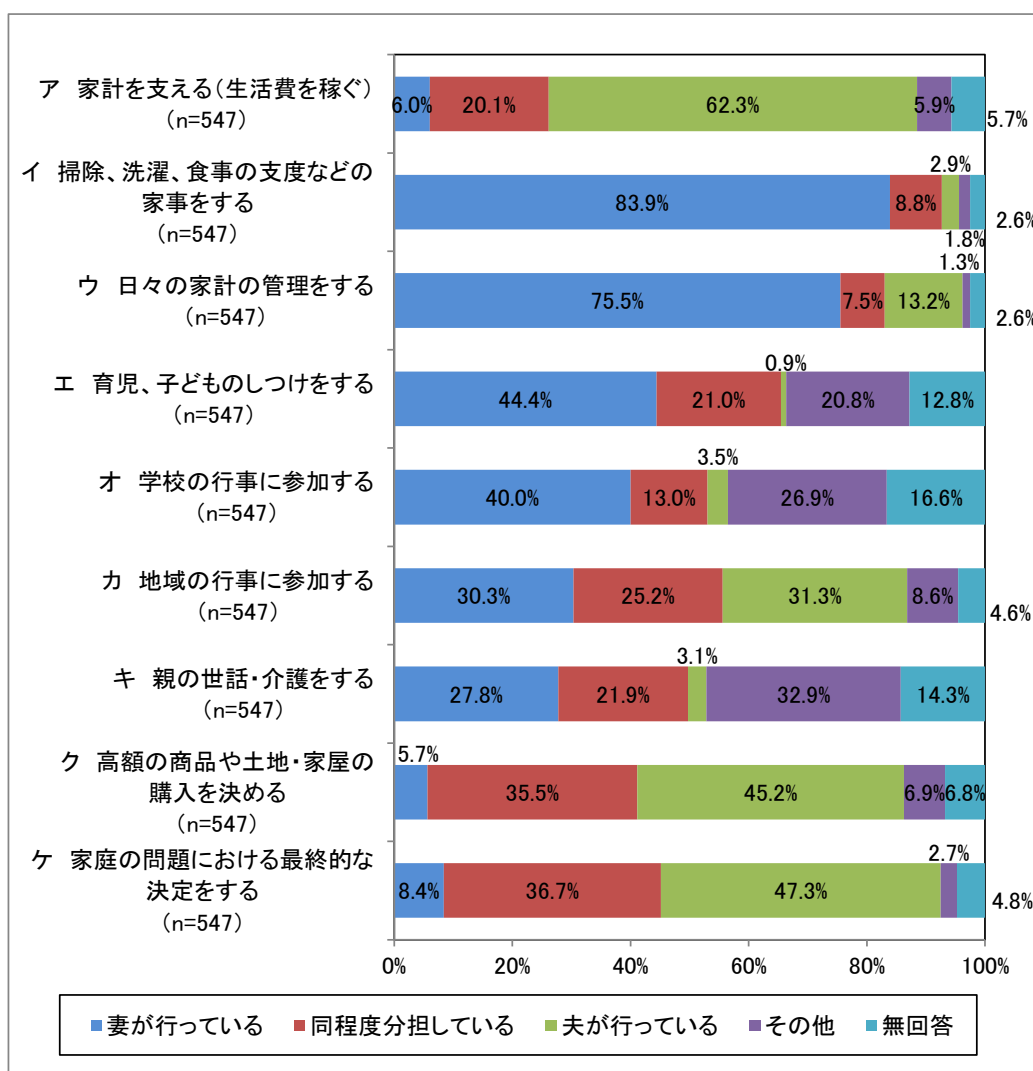
また、家庭と地域は密接にかかわっており、私たちが、無理なくその個性と能力を十分に発揮するためにも、仕事・家庭生活・地域生活のバランスのとれたライフスタイルを確立することが必要になります。

町民意識調査によると、家事や家計の管理、育児といった家庭内の役割は、主に女性が担っている傾向があります。その一方で、家事、育児、介護等に関わらない男性もいるなど、男性の家庭生活への参加が進んでいない状況が伺えます。

地域活動においては、夫婦が同程度で分担して役割を担っている家庭の割合が比較的多くなっています。

私たち一人ひとりが、お互いに協力しながら家庭生活や地域活動等に取り組めるように、男性の家庭生活への参加を促すとともに、地域においては、男女の役割を踏まえたリーダーの育成や活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

図7：家庭内の役割



【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
⑩男女の育児・介護・地域活動等への参加促進	<p>◆両親学級等において男性の家庭生活への参加の重要性等の啓発を行います。</p> <p>◆開催日時・場所などに配慮した男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室などを開催し、男性の家事・育児・介護への参加を促進します。</p> <p>◆男性が育児・介護に参加することの意義や育児・介護休業に関する情報を提供します。</p> <p>◆家庭や地域での活動に積極的に参加することができるように、雇用主等への長時間労働の抑制やフレックスタイム制の導入、在宅勤務などの啓発を行います。</p> <p>◆地域活動等において、開催日時の多様化や開催場所の工夫、託児サービスの整備など、誰もが参加しやすい条件を整備します。</p>
⑪地域リーダー育成の推進	<p>◆地域において男女共同参画を推進する地域リーダーを育成するための研修等を支援します。</p>
⑫防災・災害対策の分野における男女共同参画の推進	<p>◆避難所運営や調達・備蓄用品における男女双方の視点に立った具体的なマニュアルの策定を行います。</p>

重点目標7 生涯にわたる心身の健康づくり支援

【現状・課題】

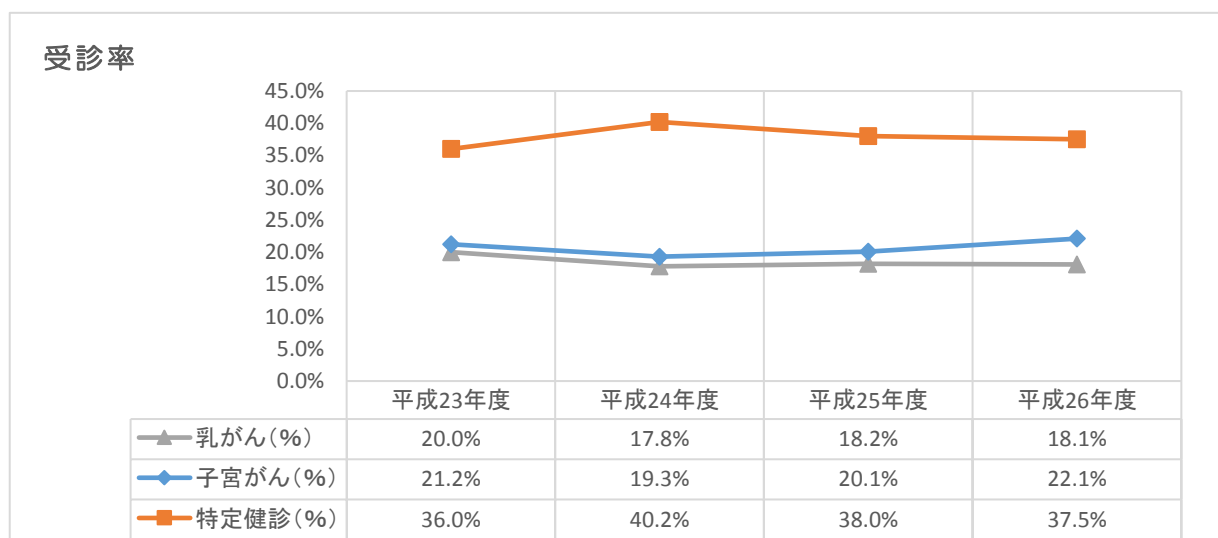
人が生涯を通じて自立し、健康な生活を送るためには、男女が互いの性差を十分に理解し合い、各々が健康管理に努めていくことが重要です。

特に女性は、身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっているなど、男性とは異なる健康上の問題に直面しがちです。

高鍋町では病気の早期発見、早期治療のためにさまざまな検診を行っていますが、女性特有の乳がん、子宮がんの検診受診率は近年ほぼ横ばい状態が続いています。

生涯にわたり心身共に健康で安心して生きるために、心身の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女の性差に応じた健康支援を行う必要があります。

図8：乳がん検診・子宮がん検診・特定健診受診率の推移（資料：高鍋町健康保険課）





【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
⑱男女の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆年齢や性別、ライフスタイルに応じた健康に関する相談、助言又は指導を受けることができる体制を整備します。</li> <li>◆生活習慣病の予防、また女性特有の疾患の早期発見のため、各種健診の受診率の向上を図ります。</li> <li>◆メンタルヘルスケア等の普及・啓発に努めます。</li> <li>◆思春期における健康づくり支援として、性感染症の予防の啓発、性に関する正しい知識に基づいた教育を推進します。</li> </ul>
⑳女性の妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リプロダクティブヘルス/ライツについての正しい知識の普及に努めます。</li> <li>◆妊婦健診の公費負担や出産育児一時金などにより、妊娠・出産への経済的負担を軽減します。</li> <li>◆乳児保育や延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスの拡大を図ります。</li> <li>◆一時預かりや学童保育、ボランティア等による託児サービスなど、子育て支援の拠点や子育て支援サービスの充実を図ります。</li> <li>◆ファミリーサポートセンターの利用促進を図ります。</li> <li>◆個別に発信している子育てに関する情報を集約化し、さらにその情報を取得しやすい環境を整え、子育ての充実を図ります。</li> <li>◆子育てに関する不安や悩みを解消し、前向きに子育てに向き合うことができるための相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>

※リプロダクティブヘルス/ライツ（reproductive health and rights：性と生殖に関する健康/権利）  
「性と生殖に関する健康/権利」と訳され、リプロダクティブ・ヘルスとは女性の体は妊娠・出産の仕組みが備わっていることにより、生涯を通じて様々な女性特有の問題を心身に抱えており、これらの事柄において、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをいう。リプロダクティブ・ライツとは子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人産むかについて女性の自己決定権の尊重など、性生活や妊娠・出産等で差別や強制・暴力を受けないことをいう。

## 重点目標8 生活上のさまざまな困難を抱える男女への支援

### 【現状・課題】

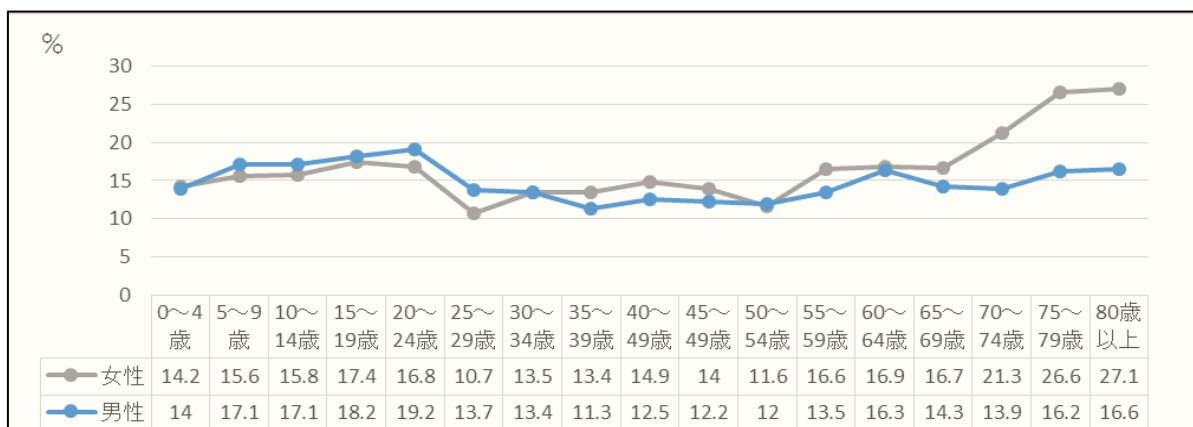
雇用・就業構造の変化による非正規雇用者の増加、単身世帯やひとり親家庭の増加、経済社会の急速なグローバル化などが進む中で、幅広い年代層で経済的な困窮などの生活上の困難を抱える人が増加しています。

また、高齢者や障がい者などは、女性であることでさらに困難な状況に置かれている場合があります。

男女共同参画社会の実現には、誰もが共に社会を支える重要な一員としてお互いに支え合いながら、安心して生活できる環境を整えることが必要不可欠です。

このように、生活上のさまざまな困難を抱える人々が、健康で自立した生活を送ることができ環境の整備を進めていく必要があります。

図9：男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）



（備考）

厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
<p>⑳ 生活上の困難を抱えた男女の自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 児童扶養手当、ひとり親家庭医療費の助成等の生活支援を行います。</li> <li>◆ ひとり親家庭を対象としたさまざまな支援情報を提供します。</li> <li>◆ 男女の性別に配慮し、障がい者のニーズに応じた日常生活の支援及び生活環境の整備を行います。</li> <li>◆ 男女の性別に配慮し、ひとり親家庭や一人暮らしの高齢者等が地域で孤立しないように、生活上の問題等を相談できる窓口を整備し、問題解決につながる情報の提供や支援を行います。</li> </ul>

重点目標9 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶  
 (高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画)

【現状及び課題】

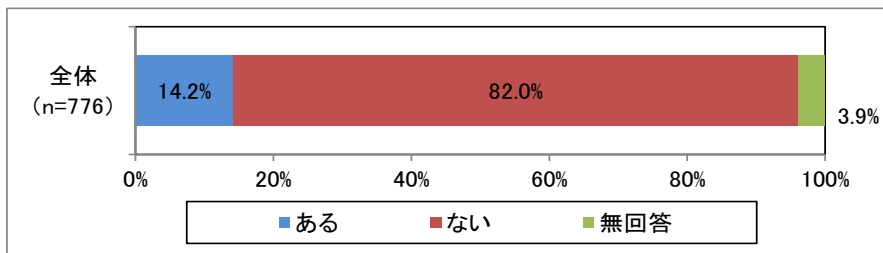
性別や間柄を問わず、配偶者等からの暴力(DV)、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、児童虐待などのあらゆる暴力は決して許されるものではありません。また、DVについては、外部から閉ざされた空間で起こるがゆえに表面化しにくく、家庭内の問題として軽視され、被害が潜在化・深刻化する要因になっています。しかし、たとえ夫婦間や恋人間であってもDVは深刻な人権侵害です。

町民意識調査の結果において、「夫や妻、または恋人から暴力を受けたことがある」と回答した割合は、女性で20.6%、男性で5.3%となっています。暴力の内容としては、「大声で怒鳴られた」が全体で65.5%と最も多く、次いで「医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた」が48.2%となっています。

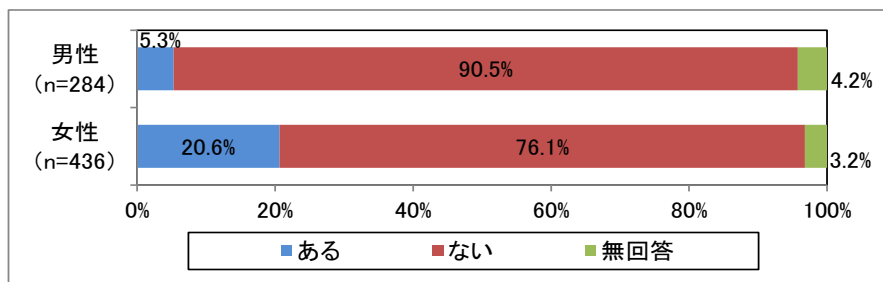
また、暴力を受けた際に「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した人の割合は50.9%と最も高く、相談しなかった理由として、「自分さえ我慢すれば、このままなんとかやっていけると思ったから」と回答した人の割合が44.6%と最も高くなっています。

DVを含むあらゆる暴力は人権の侵害であり、男女共同参画の社会づくりを進める上で重大な障害となります。あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を許さない人権意識及び社会意識の啓発を行うとともに、DV防止、被害者の相談・保護体制の整備を図る必要があります。

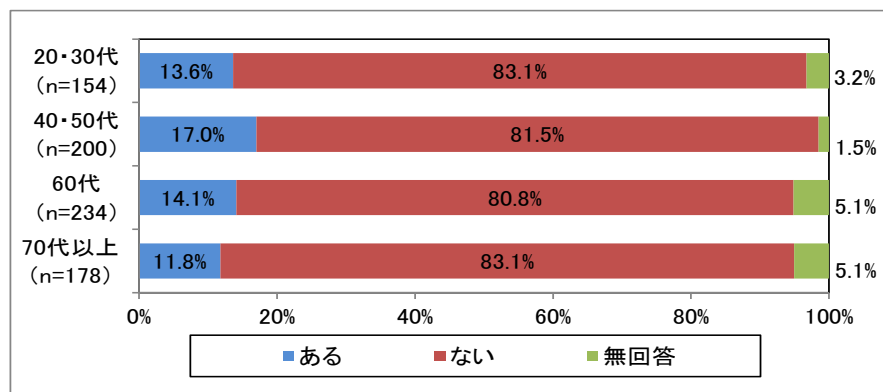
図10：夫や妻、または恋人から暴力を受けた経験



(全体)



(男女別)



(年代別)

【施策の方向及び具体的施策】

施策の方向	具体的施策
②あらゆる暴力を許さない人権意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆DVを含むあらゆる暴力の根絶に向け、職場、学校、地域において、人権について考える機会を増やす啓発活動を推進します。</li> <li>◆学童期における人権教育を推進します。</li> </ul>
③DV防止の広報、教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆あらゆる機会を通じてDV防止法の周知を図り、DVが暴力であり人権の侵害であることの理解を促進します。</li> <li>◆DV防止に向け、DVに関する学習の機会を提供します。</li> <li>◆若い世代へのDV防止教育を推進します。</li> </ul>
④DV被害者の相談体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町の関係各課等と密接に連携し、被害の適切な把握を行い、迅速に対応できる横断的な相談体制の強化を図ります。</li> </ul>
⑤DV被害者の保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談内容に応じた、警察、保健所、県の関係機関等との連携及び被害者の保護体制の強化を図ります。</li> <li>◆DV被害者の町営住宅への優先的な入居を行います。</li> </ul>



## 第4章 プランの推進

## 第4章 プランの推進

### 1 庁内推進体制の充実・強化

高鍋町のあらゆる施策に男女共同参画を反映させていく観点から、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な取り組み強化に向け、庁内の連携を図り、これまで以上に効率的なサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、高鍋町役場自体が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを目指すことで、町内事業所等へ与える影響は極めて大きいと考えられるため、事業所のモデル職場として、男女一人ひとりが生き生きと働ける職場づくりを進めます。

### 2 町民・事業所・各種団体等との連携

男女共同参画社会の形成は、町民一人ひとりの意識改革や行動が大きな力を持っています。そして、それらの活動が連携し協力し合って進むことが求められています。相互の活動のネットワークが広がるように積極的な情報の提供や交換、活動の拠点づくりに努めます。

また、プランを推進するうえで事業所や各種団体等は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの自主的な取り組みやあらゆる機会における積極的な協力を求めています。

### 3 国・県・近隣市町村との連携

国・県・近隣市町村との連携の強化は必要不可欠であり、情報の交換や国内・県内における先進的な取り組み等を現状と比較しながら、町の今後の取り組みに活かしていくよう努めます。



參考資料

## 資料1 施策の数値目標

### 重点目標① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
社会全体での男女の地位は平等になっていると感じる人の割合	27	13.4%	30%	政策推進課
町広報紙・ホームページ等での男女共同参画に関する情報提供の回数	27	年1～2回	年4回	政策推進課

### 重点目標② 男女共同参画の理解促進及び教育・学習の充実

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
夏休みふれあい映画祭入場者数	27	120人	200人	政策推進課
職員や教職員を対象とした研修会	27	年1回	年1回	政策推進課
「男女共同参画社会」の認知度(小中学生)	27	32.2%	50%	政策推進課
町民を対象とした人権教室の開催	27	年0～1回	年2回	政策推進課

### 重点目標③ 働く環境の整備

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
育児・介護休業法の認知度	27	66.1%	75%	政策推進課
男性(町職員)の育児休業等の取得率		-	80%	総務課
家族経営協定締結農家数	27	59戸	随時増加を目指す	農業委員会

### 重点目標④ 仕事と生活の調和

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
ファミリーサポートセンターのおたすけ会員の数	27	69人	随時増加を目指す	福祉課
家事は全くしない男性の割合	27	1.0%	随時減少を目指す	政策推進課
育児は全くしない男性の割合	27	24.1%	随時減少を目指す	政策推進課
介護は全くしない男性の割合	27	33.0%	随時減少を目指す	政策推進課

### 重点目標⑤ 女性の活躍推進及びチャレンジ支援

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
各種審議会等における女性委員の比率	27	21.8%	30%	政策推進課

### 重点目標⑥ 家庭生活・地域社会での男女共同参画の推進

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
地域活動に夫婦で分担して参加している割合	27	25.2%	50%	政策推進課

### 重点目標⑦ 生涯にわたる心身の健康づくり支援

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
特定健診受診率	26	37.5%	65%	健康保険課
子宮がん検診受診率	26	22.1%	30%	健康保険課
乳がん検診受診率	26	18.1%	30%	健康保険課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度	27	3.5%	30%	政策推進課

### 重点目標⑨ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

項目	年度	現状値	目標値 (平成37年度)	関係課(局)
DV相談窓口を知っている人の割合	27	29.8%	50%	政策推進課

資料2 男女共同参画に関するおもな動き

年	世界の動き	日本の動き	高鍋町の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催（メキシコ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (IA・ソウル) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」 採択	「女子差別撤廃条約」署名	
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布（平成4年施行）	
1994年 (平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議 開催（シヤカワ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 （介護休業制度の法制化）	
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発 足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」施行	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	
2001年 (平成13年)		内閣府男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律」公布・施行	
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律」改正・施行	
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」世界閣僚級会合開催 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「改正育児・介護休業法」施行	高鍋町男女共同参画推進委員会設置 高鍋町男女共同参画推進懇話会設置
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	高鍋町男女共同参画プラン策定
2007年 (平成19年)		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章策 定 仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 「改正男女雇用機会均等法」施行	
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 新合意 仕事と生活の調和推進のための行動指針 新合意 「第3次男女共同参画基本計画」策定 「改正育児・介護休業法」施行	高鍋町男女共同参画推進委員会設置 高鍋町男女共同参画推進懇話会設置
2011年 (平成23年)			高鍋町男女共同参画プラン（改訂版）策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワ メント」決議案採択	「改正育児・介護休業法」全面施行	
2013年 (平成25年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律」改正（平成26年1月施行）	
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成 立（平成28年4月施行） 「第4次男女共同参画基本計画」策定	高鍋町男女共同参画推進委員会設置 高鍋町男女共同参画推進懇話会設置
2016年 (平成28年)			「第2次高鍋町男女共同参画プラン」策定

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策

に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」

という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
  - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
  - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。



(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（設置）

第1条 本町における男女共同参画社会づくりの実現に向けて、広く意見を聴取し、男女共同参画に関する総合的な施策の樹立及びその推進を目的として、高鍋町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会は、委員12名以内をもって構成し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委嘱後の最初の懇話会は町長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、政策推進課において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

2 この訓令の公表後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成21年1月8日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月30日訓令第39号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の高鍋町男女共同参画推進懇話会設置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

資料5 高鍋町男女共同参画推進懇話会委員

役 職	所 属	氏 名
委 員 長	人権擁護委員	幸丸 公子
副委員長	高鍋町民生委員児童委員協議会	秋月 種郎
委 員	高鍋町地域婦人連絡協議会	酒匂 英子
//	高鍋商工会議所女性会	長谷川 ゆり子
//	高鍋SSグループ	井上 聰
//	高鍋町PTA連絡協議会	黒木 俊一
//	高鍋町社会福祉協議会	松下 賢一
//	宮崎県普及指導協力委員	大脇 直美
//	花サボテンの会	山本 安佐子
//	公募委員	下園 順子

(任期：平成27年7月10日～平成28年3月31日)

（設置）

第1条 本町における男女共同参画行政に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するとともに、関係各課との連絡調整を図るため、高鍋町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画行政に関する施策の総合的な企画及び効果的な推進に関すること。
- （2） 男女共同参画行政に関する施策の関係各課相互間の連絡調整に関すること。
- （3） その他男女共同参画行政の推進に関すること。

（委員会）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は政策推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（関係者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

（幹事会）

第6条 委員会の事務を補助させるため、委員会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員会の必要な事項について調査、研究する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、政策推進課長補佐の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、町長が職員の中から10名以内を任命する。
- 6 幹事長は、会務を総理し、その議長となる。

（幹事会の会議）

第7条 幹事会の会議は、必要に応じて委員長の命を受け、幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日訓令第41号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月8日訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日訓令第38号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の高鍋町男女共同参画推進委員会設置要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年12月25日訓令第41号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

役 職	所属及び職名	氏 名
委 員 長	副町長	川野 文明
副委員長	政策推進課長	三嶋 俊宏
委 員	教育長	島埜内 遵
//	総務課長	森 弘道
//	建設管理課長	惠利 弘一
//	産業振興課長	川野 和成
//	農業委員会事務局長	鳥井 和昭
//	町民生活課長	杉 英樹
//	健康保険課長	徳永 恵子
//	福祉課長	河野 辰己
//	税務課長	宮崎 守一朗
//	会計課長	間 省二
//	議会事務局長	田中 義基
//	上下水道課長	吉田 聖彦
//	教育総務課長	中里 祐二
//	社会教育課長	稲井 義人



第2次高鍋町男女共同参画プラン  
高鍋町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画

平成28年3月 策定  
発行：高鍋町政策推進課

〒884-8655  
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地  
TEL：0983-26-2018 FAX：0983-23-6303